

# 土木工事電子納品基準

平成23年4月

目黒区都市整備部

## 1 適用

本基準は、目黒区都市整備部の土木・公園工事等において作成される工事関係書類及び工事記録写真等(以下「工事資料」という。)を電子的手段により提出する際の基準を定めるものである。

## 2 電子納品対象工事

- (1) 土木工事
- (2) 公園工事
- (3) その他の工事(委託業務含む)
- (4) ただし、所管課発注の物件工事等は原則として対象としないが、監督員が電子納品の必要があると判断し、指定する工事は対象とする
- (5) 補助事業対象工事については、監督員と事前に協議すること

## 3 電子納品対象工事資料

- (1) 竣工図面(CAD図面は、使用するソフトについて監督員と協議する)
- (2) 竣工図面のPDF化図面(前述のCAD図面をPDF化した図面)
- (3) 調査書・報告書等(工事中に提出された調査書・報告書等の内、監督員が必要と判断したもの)
- (4) 保全に関する資料(標準仕様書および特記仕様書で指定されている資料)
- (5) 指定品・特殊製品等(製作者、型番、連絡先等の判別できる承諾資料等)
- (6) 工事記録写真

## 4 電子媒体

- (1) 工事資料の電子納品媒体はCD-RもしくはDVD-R(以下、「CD-R等」という。)とし、提出部数は2部とする
- (2) 電子媒体の表面に次の情報を明記する
  - ア 実施年度
  - イ 工事番号
  - ウ 工事件名(工事写真は、最後に「工事写真」とする)
  - エ 工事箇所
  - エ 工期
  - オ 請負者名
  - カ 何枚目/総枚数(電子納品が複数枚になる場合)
  - キ ウイルス対策ソフト名と定義ファイルの日付
- (3) 工事資料がCD-R等1枚に収まらない場合は、複数枚のCD-R等に格納し、CD-R等に付けるラベルには、何枚目/総枚数を明記する(例:1/2、2/2)

## 5 フォルダ構成 別添1参照

フォルダ構成は、検索が容易に行うことができるよう、次のように構成する

- (1) 竣工図面については、1ファイルにつき1図面を格納する(例:平面図、構造図など各1枚を1ファイルに格納する)

なお、公園工事等において、平面図データを同一ファイル内の複数レイヤーへ記載しているもの（施設平面、給排水、電気など）については、記載内容について十分精査したうえで格納すること。

- (2) 調査書・報告書等は、1ファイルにつき1事案の格納する（例：「アスファルト抽出試験」「平坦性試験」など各1事案を1ファイルに格納する）
- (3) 工事記録写真は、全て1フォルダに格納する

## 6 フォルダ名作成ルール

### (1) 竣工図面（CAD 図面および PDF 図面）

- ア フォルダ名には、年度、工事番号、工事件名、工事場所を入れる
- イ スペース・半角カタカナは不可とする（例：R01-30 道路維持工事（上目黒 2-19））
- ウ フォルダ名の工事件名および工事場所は、正式名称で統一する

### (2) 調査書・報告書等

- ア フォルダ名には、年度、工事番号、工事件名、文書名（建設副産物、リサイクル関係書類、マニフェスト等）を入れる
- イ スペース・半角カタカナは不可とする（例：R01-30 道路維持工事建設副産物）
- ウ ファイルは Word or Excel or PDF 等とする

### (3) 工事記録写真

- ア フォルダ名には、年度、工事番号、工事件名、「記録写真」を入れる
- イ スペース・半角カタカナは不可とする（例：R01-30 道路維持工事記録写真）
- ウ ファイルは Word or Excel or PDF 等とする

## 7 ウイルス対策について

電子納品において、納品前には必ず以下の項目に従ってウイルス対策を行う

- (1) 納品すべき電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う
- (2) ウイルス対策ソフトは、ウイルス定義ファイルを最新の状態にしたものを使用する
- (3) 文書・画像・図面等全ての電子データが、ウイルスチェックの対象となる
- (4) ウイルス対策ソフト名や定義ファイルの日付を、納品媒体の表面に記載する

## 8 その他留意事項

- (1) フォルダ名、ファイル名は、なるべく簡素なものとする。
- (2) エクセル等では、ファイル間にリンクを貼らない。
- (3) 一つのフォルダでは分類できない場合には、やむを得ず子フォルダを作成する。
- (4) 工事記録写真撮影する際のデジタルカメラの設定は、有効画素数 300 万画素以上とする。

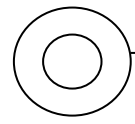
付 則 （平成 23 年 3 月 25 日付け、目都土第 2406 号決定）

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（平成 23 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負工事等に適用する。）

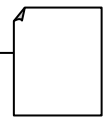
別添1

[図面・書類]

CD-R等

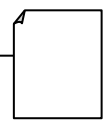


竣工図面フォルダ (CAD図面)



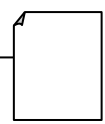
- 平面図
- 詳細図
- 構造図等

竣工図面フォルダ (PDF図面)



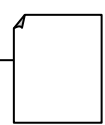
- 平面図
- 詳細図
- 構造図等

調査書フォルダ



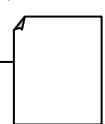
- 工事に関する意見要望
- 境界関係書類 (報告書類)
- 各種立会い記録等

報告書フォルダ



- 各種登録関係書類
- リサイクル関係書類
- 各種試験報告書等

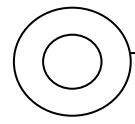
その他フォルダ



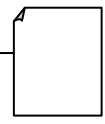
- 上記内容の補足資料等
- 上記内容に属さない書類等  
(指定品・特殊製品等資料)

[工事記録写真]

CD-R等

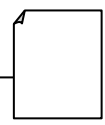


工事記録写真フォルダ (PDF)



- 表紙
- 各種工種名で作成

工事記録写真フォルダ (JPG)



- 表紙
- 各種工種名で作成